

議案第 6 号

つくばみらい市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市職員の育児休業等に関する条例（平成 22 年つくばみらい市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第 18 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 18 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 18 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 18 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間）

第 18 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 会計年度任用職員以外の職員 77 時間 30 分

（2） 会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

（育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第 18 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「除く。）が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、同条第2項中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、「17条」を「第17条」に改める。

第20条中「第13条の規定は、部分休業について準用」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときと」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後のつくばみらい市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和8年2月25日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充のために必要な規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。